

令和6年6月市議会 総務委員会資料

請願第4号 消費税インボイス制度の廃止を求める請願について

目次	ページ
1 インボイス制度について……………	2～4
参考資料1 国税庁リーフレット(インボイス制度が始まります) ……	5～6
参考資料2 国税庁リーフレット(インボイス制度に関する改正について) ……	7～8

財 務 部

令和6年6月

1 インボイス制度について

(1) 概要

ア インボイス制度とは

「インボイス」とは適格請求書と言われるもので、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。「インボイス制度」とは、この一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ消費税の仕入税額控除をできるようにする制度。

イ インボイス制度の成立の経緯

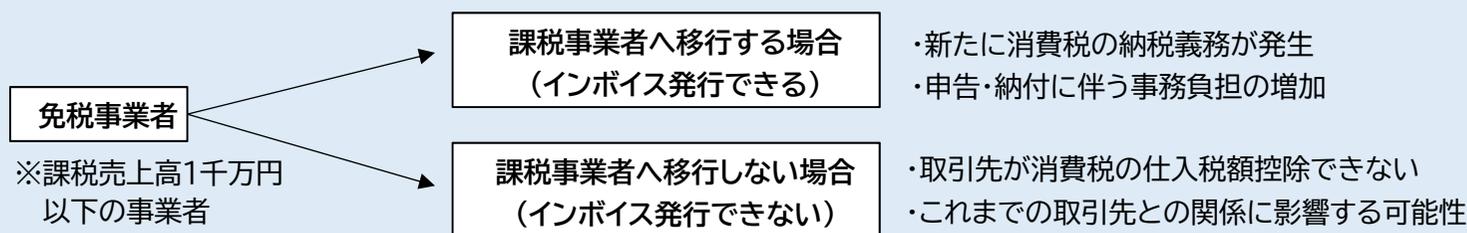
平成28年度税制改正において、平成29年4月に予定されていた消費税10%への引き上げ時に、低所得者対策として軽減税率(複数税率)制度が創設され、併せて、インボイス制度の導入(平成33年4月~)が決定(H28.3.31公布:所得税法等の一部を改正する法律等)

※消費税の引き上げは令和元年10月に、インボイス制度の導入は令和5年10月に、それぞれ2年6か月延期された

ウ 目的

複数税率の下での公平公正な消費税額等の把握

(2) インボイス制度における懸念点



(3) インボイス制度に係る負担軽減措置

ア 平成28年度税制改正で設けられた経過措置 (参考資料1 P5~P6)

免税事業者からの仕入れについて、制度実施後、6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能

+

イ 令和5年度税制改正で設けられた新たな経過措置(主なもの) (参考資料2 P7~P8)

- (ア) **小規模事業者向け** 納税額を売上税額の2割に軽減(3年間)
- (イ) **小規模事業者向け** 少額取引(1万円未満)はインボイス不要(6年間)
- (ウ) **すべての方が対象** 4月以降の申請でも制度開始時に登録可能等

1 インボイス制度について

(4) 登録状況

(R6.3月末現在)

	事業者数(※1)	登録件数(※2)	登録率
課税事業者	300万件	288万件	96.0%
免税事業者 (※3)	460万件 (160万件)	157万件 (157万件)	34.1% (98.1%)
計	760万件 (460万件)	445万件 (445万件)	58.6% (96.7%)

※1 事業者数は、インボイスの円滑な導入に向けた関係府省庁会議(R5.8月末開催)の資料による

※2 登録件数は、福岡国税局への照会による

※3 ()内は、インボイスが不要となる消費者相手の事業者を除いた場合の推計値

●R6.3月末現在での登録状況

・全国の課税事業者300万件のうち288万件が登録済(登録率96.0%)

・財務省の推計では、全国の免税事業者460万件のうちインボイスの登録が必要となる事業者は160万件

・登録が必要と思われる免税事業者160万件のうち157万件が登録済(登録率98.1%)

・全体での登録件数は445万件(登録率96.7%)に達している

(5) 個人事業者の消費税の確定申告状況(国税庁報道発表資料より)

●令和5年分

- ・ 申告件数 197万2千件 (対前年比 +91万7千件)
- ・ 申告納税額 6,850億円 (対前年比 +573億円)

【参考】期限内に申告したインボイス発行事業者の内訳

インボイス発行事業者の申告人員:174万4千人

インボイス制度開始前から課税事業者であった者: 86万9千人

免税事業者からインボイス発行事業者になった者: 87万5千人

83.9%

2割特例適用者数:
73万4千人

(6) 地方消費税交付金

ア 内容

地方消費税(県税)の一部を財源として、県から市町村に交付されるもの

イ 交付基準



ウ 令和6年度地方消費税交付金長崎市予算額 10,600,884千円

うち、社会保障財源化分(引上げ分) 5,607,868千円

1 インボイス制度について

(7) インボイス制度に関する相談窓口

インボイス制度に関する様々な困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者支援を実施している。

インボイス制度に関する相談窓口一覧表



	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
制度のご相談	一般のご質問 「インボイス制度とは何か」など、Q Aやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) 国税庁インボイスコールセンター	ご利用はこちらから (特設サイトからも利用可) 0120-205-553 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
	一般のご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 など	別添1 <農業等専用ダイヤル一覧> をご覧下さい	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について
	個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか など	所轄の税務署	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《国税庁HP》 税務署などの所在地などを知りたい方
	e-Taxにより登録申請を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 確定申告書の受付時間は「関連サイト」をご覧ください	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
税理士 ライン相談	税理士への無料オンライン相談 インボイス対応に伴う納税負担、登録の要否に関する検討	【中小企業庁補助事業】 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口	0570-028-045 または 045-330-1365 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《相談窓口受付HP》 相談受付窓口 (まずはお電話して下さい)
補助金のご相談	IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-376 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
	小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用(税理士等への相談費用を含みます)等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務所 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局 コールセンター	別添2 <都道府県地方事務所一覧> をご覧下さい 03-6632-1502 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 《商工会議所地区補助金事務局HP》 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止 要請などについてのご相談	独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般のご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添3 <独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧> をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請法に関する一般のご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添4 <下請法に関する相談ダイヤル一覧> をご覧下さい	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コーナー
	下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《全国中小企業振興機関協会HP》 下請かけこみ寺
	建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	地方整備局、都道府県 など	別添5 <建設業専用ダイヤル一覧> をご覧下さい	《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督
経営等に関するご相談	経営に関する一般のご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧
	経営に関する一般のご相談【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国商工会連合会HP》 全国各地の商工会WEBサーチ 《日本商工会議所HP》 商工会議所(都道府県連)名簿
	帳簿の作成に関するご相談【青色申告会の会員の方】 個人事業主の記憶から決算・申告のお手伝いをします。	お近くの青色申告会	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧ください	《全国青色申告会総連合HP》 全国の窓口
	契約の疑問やトラブル等に関するご相談【文化芸術活動を行う芸術化及び事業者等の方】 文化芸術分野における契約や活動に関係して生じる疑問等の無料相談対応 (インボイスに関する相談にも対応)	メール相談	文化芸術活動に関する法律相談窓口	《文化庁HP》 相談受付フォーム

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース～

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者) A社

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者) A社さん、インボイス制度のこと検討してます？ お互いに関係があるみたいなんですよー

町の雑貨屋 (課税事業者) B社

インボイス制度ですか・・・？

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受け、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります



A社さんの 疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問2 当社が登録しないとどうなるんだろう・・・ B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3 申告って、どう計算するの？ 課税事業者は、売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

疑問4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

疑問5 インボイスってどう作ればいいのか？

疑問1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除 → インボイスの保存が必要 → インボイスがなければ仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ)～



疑問2

当社が登録しないとどうなるんだろう・・・

登録をしないと、売先 (B社) にインボイスを交付できない。そして、売先 (B社) は、インボイスがなければ仕入税額控除ができない。ということは・・・

1,300円 (売上税額) - 0円 (仕入税額) = 1,300円 (納付税額)

※ 1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、売先 (買手) の納付税額が大きく計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置 (インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)

制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】80%
【令和8年10月～令和11年9月】50%

疑問3

申告って、どう計算するの？ 売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば・・・

1,000円 (売上税額) - 700円 (仕入税額) = 300円 (納付税額)

※ 控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度を適用することができます

3ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

2ページの例だと…

ステップ1

$$1,000\text{円} \times 70\% = 700\text{円}$$

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

$$1,000\text{円} - 700\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業 (A社)

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「**免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A**」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

① 交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④ 売手（当社）の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当**します

登録
手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください！！**

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



もっと
詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

説明会



特設サイト



(令和4年2月)

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント1 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくは、P2

ポイント2 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント3 すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント4 これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくは、P4

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。

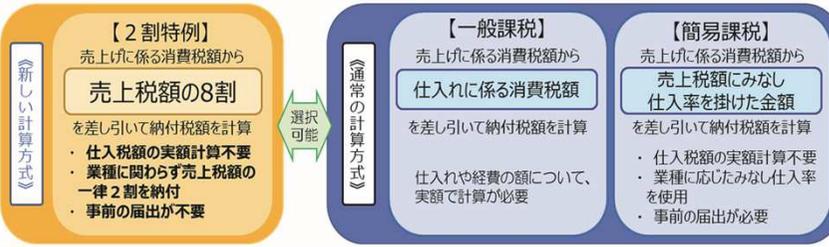


1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

(詳細はこちら)

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込1万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者:前年1月～6月までの期間、法人:原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント 3

1万円未満の返品や値引きについて 返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象!



(詳細はこちら)

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイスの交付義務**がありますが、その金額が**税込1万円未満の場合には、交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



→ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

(詳細はこちら)

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である**令和5年10月1日から登録を受けることが可能**です。

※登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

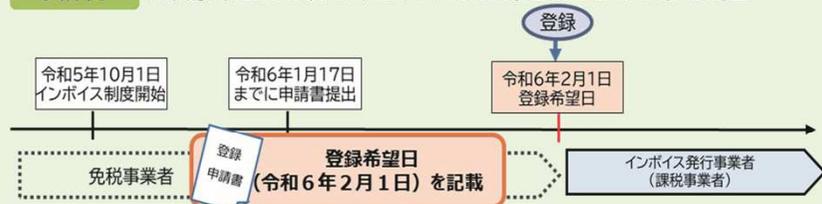
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

インボイス制度に関するお問合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）



国税庁 【法人番号】7000012050002